

○ 佐賀県市町村職員共済組合運営規則

（昭和37年12月21日制定）

改正	昭和38年	5月31日	佐共規則第3号	昭和41年	3月3日	佐共規則第8号
	昭和52年	3月26日	佐共規則第15号	昭和54年	2月20日	佐共規則第17号
	昭和55年	2月27日	佐共規則第18号	昭和63年	3月25日	佐共規則第29号
	平成6年	11月25日	佐共規則第40号	平成7年	6月27日	佐共規則第41号
	平成14年	2月26日	佐共規則第43号	平成15年	6月2日	佐共規則第45号
	平成16年	2月24日	佐共規則第46号	平成18年	9月14日	佐共規則第50号
	平成19年	3月1日	佐共規則第52号	平成19年	6月26日	佐共規則第53号
	平成20年	11月21日	佐共規則第56号	平成21年	7月27日	佐共規則第58号
	平成21年	10月1日	佐共規則第59号	平成27年	11月17日	佐共規則第67号
	平成29年	3月30日	佐共規則第69号	平成30年	7月13日	佐共規則第71号
	令和4年	2月28日	佐共規則第74号	令和4年	10月12日	佐共規則第76号

目次

第1章 総則（第1条 — 第4条）  
 第2章 組合員（第5条 — 第6条の2）  
 第3章 給付（第7条 — 第16条の2）  
 第4章 福祉事業（第17条）  
 第5章 掛金等及び負担金（第18条 — 第20条）  
 第6章 財務（第21条）  
 第7章 内部監査（第22条 — 第27条）  
 第8章 雑則（第28条 — 第30条）  
 附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この運営規則は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第17条の規定に基づき、佐賀県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）の業務の執行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（業務執行の基本原則）

**第2条** 組合の業務は、法令、佐賀県市町村職員共済組法定款（以下「定款」という。）この運営規則その他の規程の定めるところに従い、厳正かつ確実に執行されなければならない。

（所属所）

**第3条** 定款第4条第1項の規定により理事長が所属所を定める場合には、定款第9条第4項に定める市町村及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業を基準として定めるものとする。

（平16規則46・一部変更）

（権限の委任等）

**第4条** 理事長は、その権限に属する事務の一部を理事、事務局長その他の組合員に委任し、又はこれをして臨時に代理させることができる。

第2章 組合員

（組合員の異動報告）

**第5条** 所属所長は、その所属の組合員が次の各号の一に該当するに当たったときは、遅滞なく、別紙様式第

1号により組合員異動報告書を理事長に提出しなければならない。

- (1) 新たに当該所属所の組合員となったとき。
- (2) 組合員の氏名に変更があったとき。  
(平18規則50・追加)
- (3) 組合員の住所に変更があったとき。  
(平18規則50・追加)
- (4) 組合員の種別に異動があったとき。  
(平18規則50・旧2号線下)
- (5) 当該所属所に属する組合員でなくなったとき。  
(平18規則50・旧3号線下)
- (6) 組合員が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）となったとき。  
(平16規則46・追加，平18規則50・旧4号線下，平20規則56・一部変更)
- (7) 組合員が公益的法人等派遣職員でなくなったとき。  
(平16規則46・追加，平18規則50・旧5号線下，平20規則56・一部変更)  
(被扶養者の申告等の手続き)

**第6条** 地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府、文部省、自治省令第1号。以下「施行規程」という。）第3章の規定による被扶養者申告書、組合員被扶養者証、高齢受給者証又は組合員証等再交付申請書の提出は、所属所長を経て理事長に提出しなければならない。

(平15規則45，平18規則50・一部変更)

2 施行規程第3章の規定による組合員被扶養者証及び高齢受給者証の交付は、理事長が所属所長を経てしなければならない。

(平15規則45，平18規則50・一部変更)

(組合員証の検認等)

**第6条の2** 組合は、必要に応じて、施行規程第97条（第100条第2項、第100条の2第3項、第110条の4の3第6項、第110条の5第5項、第110条の6第5項及び第184条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証について検認又は更新を行うものとする。この場合において、その実施については、別に定める。

(平18規則50・追加，平19規則53・平27規則67・一部変更)

### 第3章 給付

(医療機関又は薬局との契約)

**第7条** 組合は、法第57条第1項第2号の規定により、組合員及び被扶養者の療養について、国、地方公共団体、公共企業体又は他の組合（法の法律に基づく共済組合を含む。）が当該職員又は当該組合員のために経営する医療機関又は薬局と契約することができる。

2 組合は、法第57条第6項の規定により、療養に要する費用の額について、前項に規定する医療機関又は薬局のほか、保険医療機関又は保険薬局と契約することができる。

(平18規則50・一部変更)

3 前2項の契約は、第4条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。

4 理事長又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の範囲、診

療の費用の額の計算方法、一部負担金の取扱い、診療報酬の請求及び支払いの手続き、契約の期間、診療に関する帳簿書類の保存期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

- 5 理事長又はその委任を受けた者は、第2項の契約をしようとする場合には、契約の目的、診療の費用の額の計算方法その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。
- 6 理事長は、第1項又は第2項の契約がなされたときは、当該契約のなされた医療機関又は薬局の名称及び所在地、診療の範囲、診療の費用の負担方法その他必要な事項を適当な方法で組合員に周知させなければならない。

（社会保険診療報酬支払基金との契約）

**第8条** 組合は、社会保険診療報酬支払基金（以下「基金」という。）との契約により、法第144条の33第1項各号に掲げる事務を基金に委託するものとする。

（平6規則40・一部変更，平29規則69・全部変更，平30規則71・一部変更・第1号及び第2号削除）

- 2 組合は、基金との契約により、第7条第1項に規定する医療機関又は薬局に対する組合員及び被扶養者の療養の費用の支払に関する事務（当該療養の給付の審査を含む。）を基金に委託することができる。

（平30規則71・一部変更）

- 3 前2項の契約は、第4条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。
- 4 理事長又はその委任を受けた者は、第1項又は第2項の契約をしようとする場合には、契約の目的、委託金の額、支払金請求の手続き、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

（国民健康保険中央会との契約）

**第8条の2** 組合は、公益社団法人国民健康保険中央会との契約により、法第63条第2項の規定により出産費の受給権を有する組合員であった者に代わり出産費を代理受領する国民健康保険の保険者に対し、組合が支払うべき出産費の支払に関する事務を佐賀県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

（平29規則69・一部変更）

- 2 前項の契約は、第4条の規定にかかわらず、理事長でなければすることができない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、当該契約をすることについて組合員以外の者に委任することができる。
- 3 理事長又はその委任を受けた者は、第1項の契約をしようとする場合には、契約の目的、支払金請求の手続き、事務費の額、契約の期間その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

（平29規則69・一部変更）

（平21規則59・本条追加）

（給付の請求等の手続）

**第9条** 第6条第1項の規定は、組合員が施行規程第4章の規定により特別療養証明書交付申請書若しくは組合員証等再交付申請書又は給付の請求書若しくは関係書類を組合に提出する場合について、同条第2項の規定は施行規程第109条の規定により特別療養証明書を組合員に交付する場合又は施行規程第119条の規定により組合員に通知する場合について準用する。

（昭41規則8・平15規則45・一部変更）

（附加給付の請求手続）

**第10条** 定款第35条に定める附加給付の請求手続については、別に理事長が定める。

（昭41規則8・一部変更）

（添付書類の省略）

**第11条** 2以上の給付を同時に請求する場合において、これらの給付の請求の際添付すべき書類が同一であるときは、一の添付書類によりこれらの給付を請求することができる。この場合においては、添付書類を省

略した請求書の余白に当該他の請求書の名称その他必要な事項を記載しなければならない。

- 2 同一の給付事由により傷病手当金、出産手当金又は休業手当金を2回以上にわたって請求する場合には、次回以後の請求についてその添付書類を省略することができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

（資格喪失後の給付）

- 第12条** 組合員の資格喪失後における療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、出産費、家族埋葬料又は傷病手当金（以下「療養の給付等」という。）を受けるべき者が、健康保険法第5章の規定による療養の給付等を受けることができるに至ったとき、又は他の組合の組合員（他の法律に基づく共済組合でこれらの給付に相当する給付を行うものの組合員、その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。）の資格を取得したときは、遅滞なく、その旨を理事長に届けなければならない。

（平15規則45・全部変更，平19規則52・一部変更）

（休業手当金の給付事由及び期間）

- 第13条** 法第70条第5号に規定する運営規則で定める事由は組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）子又は父母で被扶養者でないものの病気又は負傷とし、当該運営規則で定める期間は3日とする。

（給付金明細簿）

- 第14条** 理事長は、短期給付の支払をしたときは、別紙様式第2号による給付金明細簿に所要の事項を記載して整理しなければならない。

（給付期間の満了の通知）

- 第15条** 削除（昭38規則3）

- 第16条** 削除（平19規則52）

- 第16条の2** 削除（平19規則52）

#### 第4章 福祉事業

（福祉事業）

- 第17条** 定款第38条の規定により組合が行う福祉事業に関する規程については、理事長が組合会の議決を経て別に定める。

#### 第5章 掛金等及び負担金

（地方公営企業法の規定の適用を受ける職員の報酬等）

- 第18条** 地方公営企業法第38条（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第17条第1項及び附則第5項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用を受ける職員に係る地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「施行令」という。）第5条第2項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

（平27規則67・全部変更）

- 2 地方公営企業法第38条の規定の適用を受ける職員に係る施行令第5条の2第2項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方公営企業法第38条第1項に規定する給与のうち、地方自治法第204条第2項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに3月を超える期間ごとに支給される給与とする。

（平 27 規則 67・追加）

（特定地方独立行政法人の役職員の報酬等）

**第 18 条の 2** 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人法をいう。次項において同じ。）の役職員に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

（平 27 規則 67・全部変更）

2 特定地方独立行政法人の役職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 51 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

（平 27 規則 67・追加）

（海外派遣職員の報酬等）

**第 18 条の 3** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号。以下「外国派遣法」という。）第 2 条第 1 項の規定により派遣された者（次項において「海外派遣職員」という。）に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、同法第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

（平 27 規則 67・全部変更）

2 海外派遣職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、外国派遣法第 7 条に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

（平 27 規則 67・全部変更）

（公益的法人等派遣職員の報酬等）

**第 18 条の 4** 公益的法人等派遣職員に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに退職手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び給与を除いたものとする。

（平 27 規則 67・全部変更）

2 公益的法人等派遣職員に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、公益的法人等派遣法第 2 条第 3 項に規定する報酬及び同法第 6 条第 2 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当並びに任期付研究員業績手当に相当する報酬及び給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬及び

給与とする。

（平 27 規則 67・追加）

（施行令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者の報酬等）

**第 18 条の 5** 施行令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者に係る施行令第 5 条第 2 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬を除いたものとし、同法第 203 条の 2 第 3 項の規定により職務を行うために要する費用の弁償を受けるもの（同法第 204 条第 2 項に規定する通勤手当に相当するものに限る。）を加えたものとする。

（平 27 規則 67・全部変更、令 4 規則 76・一部変更）

2 施行令第 2 条第 1 項第 6 号及び第 7 号に掲げる者に係る施行令第 5 条の 2 第 2 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方自治法第 203 条第 4 項に規定する期末手当及び同法第 203 条の 2 第 1 項に規定する報酬のうち、同法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬とする。

（令 4 規則 76・追加）

（継続長期組合員の報酬等）

**第 18 条の 6** 継続長期組合員（法第 140 条第 2 項に規定する継続長期組合員をいう。次項において同じ。）に係る施行令第 40 条第 3 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

（平 27 規則 67・全部変更）

2 継続長期組合員に係る施行令第 40 条第 3 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

（平 27 規則 67・追加）

（組合役職員の報酬等）

**第 18 条の 7** 組合役職員（法第 141 条第 1 項に規定する組合役職員をいう。次項において同じ。）に係る施行令第 40 条の 2 第 1 項に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与を除いたものとする。

（平 27 規則 67・全部変更）

2 組合役職員に係る施行令第 40 条の 2 第 1 項に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される給与とする。

（平 27 規則 67・追加）

（職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等）

**第 19 条** 法案 141 条の 2 に規定する職員引継一般地方独立行政法人、法第 141 条の 3 に規定する定款変更一般地方独立行政法人又は法第 141 条の 4 に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人（次項において「職員引継一般地方独立行政法人等」という。）の役職員に係る施行令第 41 条の 2 に規定する報酬に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）及び退職手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与を除いたものとする。

（平 27 規則 67・全部変更）

2 職員引継一般地方独立行政法人等の役職員に係る施行令第 41 条の 2 に規定する期末手当等に含まれる手当に相当するものとして運営規則で定めるものは、地方独立行政法人法第 56 条第 1 項において準用する同法第 48 条第 1 項に規定する報酬又は同法第 57 条第 1 項に規定する給与のうち、地方自治法第 204 条第 2 項に規定する期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当に相当する報酬又は給与並びに 3 月を超える期間ごとに支給される報酬又は給与とする。

（平 27 規則 67・追加）

（過払込みの掛金等）

**第 20 条** 市町村が組合員の掛金等（法第 114 条第 1 項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）を超過して組合に払い込んだときは、組合は、その超過した部分をその者の次回の掛金等に充てるものとする。ただし、その者が組合員の資格を喪失した場合において過払込みの掛金等があるときは、直ちにこれを返還しなければならない。

（平 27 規則 67・全部変更）

2 前項の規定は、組合員が組合に対して支払うべき掛金等以外の金額を超過して組合に払い込んだ場合について準用する。

（平 27 規則 67・全部変更）

## 第 6 章 財務

（寄付及び補助の受入れ）

**第 21 条** 組合は、寄付又は補助を受けることができる。

2 用途を指定した寄付又は補助は、その目的のほかには使用することができない。

3 用途を指定しない寄付又は補助は、主として法第 112 条第 1 項に規定する費用に充てるものとする。

## 第 7 章 内部監査

（監査員）

**第 22 条** 理事長は、必要があると認めるときは、組合職員のうちから監査員 3 人を命ずるものとする。

（監査）

**第 23 条** 施行規程第 171 条に規定する監査は、定期監査及び臨時監査とし、理事長又は前条に規定する監査員が行うものとする。

2 定期監査は、毎事業年度末日現在において行うものとする。

3 臨時監査は、出納主任（代理出納主任及び分任出納主任を含む。）に異動があった場合及び理事長が必要と認めた場合に行うものとする。

（監査員の権限）

**第 24 条** 監査員は、会計単位の長及び出納職員（それぞれ施行規程第 8 条及び第 22 条に規定する会計単位

の長及び出納職員をいう。以下同じ。）又はこれらの代理者に対し、現金、預金通帳、帳簿、証拠書類等の提示、事実の説明、資料の作成その他監査に必要な事項を要求することができる。

（監査の立会）

**第25条** 監査員が監査行う場合には、会計単位の長及び出納職員は、監査に立ち会わなければならない。ただし、これらの職員が事故のため自ら立ち会うことができないときは、その代理者が立ち会わなければならない。

（監査報告書）

**第26条** 監査員は、監査が終了したときは遅滞なく、次に掲げる事項を記載した監査報告書作成し、理事長に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項
- (6) 文書をもって注意しなければならない事項
- (7) その他参考事項

（監査中の事故報告）

**第27条** 監査員は、監査中に重大な事故を発見したときは、直ちに理事長に報告しなければならない。

## 第8章 雑則

（書類の保存期限）

**第28条** 次の各号に掲げる書類に係る施行規程第165条第6号に規定する運営規則で定める期間、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 例規 永久
- (2) 組合員原票 通算退職年金原票 10年
- (3) 前2号及び施行規程第165条第1号から第6号までに掲げる書類以外の書類 3年

（地方公共団体の報告）

**第29条** 施行規程第173条の規定による地方公共団体の報告は、別紙様式第3号による組合員数、被扶養者数、標準報酬月額及び掛金負担金等に関する月例報告書並びに別紙様式第4号による報告書明細表によるものとする。

（平7規則41・平14規則43・平15規則45・一部変更，平27規則67・全部変更）

（細則制定）

**第30条** この運営規則に定めるもののほか、組合の業務の執行に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和37年12月21日より施行し、昭和37年12月1日から適用する。
- 2 定款附則第12項第2号の規定により組合が行う同項の財形住宅貸付事業に関する規則については、理事長が別に定める。

（昭54規則17・追加，平27規則67・一部変更）

- 3 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第58号）第5条第6項に規定する運営規則で定める仮定給料の額は、その者の休職等の事由が消滅して職務に復帰した場合等において講じられた給料の調整の際の措置にならい、当該休職等の期間について人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）第44条第1項の規定に相当する給与条例等の規程に規定する調整期間に応じて定期昇給が行われていたとしたならば、その者が当該期間内において受けるべきであった給料



の額を基準として理事長が定めた額とする。

4 削除（平15規則45）

**附 則**（昭和38年5月31日抄）

この規則は、昭和38年5月31日より施行し、昭和38年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和41年3月3日抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和52年3月26日抄）

この規則は、公告の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和54年2月20日抄）

この変更は、公告の日から施行する。

**附 則**（昭和55年2月27日抄）

1 この変更は、公告の日から施行する。

2 改正後の第18条の規定は、昭和42年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改訂等に関する法律等の一部を改正する法律（昭和54年法律第73号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正法による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）第140条第2項に規定する継続長期組合員となった者に係る仮定給料について適用し、施行日前に改正法による改正前の法第140条第1項に規定する復帰希望職員に該当した者に係る仮定給料については、なお従前の例による。

**附 則**（昭和63年3月25日抄）

この変更は、公告の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

**附 則**（平成6年11月25日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

**附 則**（平成7年6月27日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

**附 則**（平成14年2月26日抄）

この変更は、公告の日から施行する。ただし、第18条の4の次に2条を加える改正規定については、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**（平成15年6月2日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

**附 則**（平成16年2月24日抄）

この変更は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成18年9月14日抄）

この変更は、公告の日から施行する。ただし、第6条、第6条の2及び別紙様式第1号の改正規定については、平成18年10月1日から施行する。

**附 則**（平成19年3月1日抄）

この変更は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成18年10月1日から適用する。

**附 則**（平成19年6月26日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

**附 則**（平成20年11月21日抄）

この変更は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則**（平成21年7月27日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成21年5月30日から適用する。

**附 則**（平成 21 年 10 月 1 日抄）

この変更は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 27 年 11 月 17 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

**附 則**（平成 29 年 3 月 30 日抄）

この変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 30 年 7 月 13 日抄）

この変更は、平成 30 年 7 月 13 日から施行し、平成 30 年 5 月 1 日から適用する。

**附 則**（令和 4 年 2 月 28 日抄）

この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 4 年 10 月 12 日抄）

この変更は、公告の日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

別紙様式第1号（平14規則43・全部変更，平18規則50・一部変更，令4規則74・一部変更）

## 組 合 員 異 動 報 告 書

組合員証記号番号	ふりがな		生 年 月 日	
	氏 名			年      月      日
			性 別	男      ・      女
転                      入			転                      出	
他の組合から	他の所属所から	他の組合へ	他の所属所へ	
氏名変更	旧		新	
住所変更	旧		新	
組合員種別の 変更	旧		新	
異動・変更 年 月 日	年                      月                      日			
異 動 理 由	退 職 ・ 組 合 住 所 所 属 の 異 動 ・ 氏 名 の 異 動 ・ 免 職			
佐賀県市町村職員共済組合理事長                      様  年              月              日  職 名 所属所長 氏 名				

- (注) 1 組合員が退職（死亡を含む）、転入、転出又は氏名・住所を変更したとき、組合員種別が変更になったときは、直ちに報告してください。
- 2 退職、転出したとき又は氏名を変更したときは、組合員証等を必ず添付してください。
- 3 住所を変更し、組合員証等裏面の住所欄に余白がなくなったときは、組合員証等を添付してください。

別紙様式第2号（平14規則43・全部変更）

給 付 金 明 細 簿

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月

給付種別										
受付 番号	決 定 年 月 日	所 属 所 名	記 号	番 号	組 合 員 氏 名	摘 要	給 付 決 定 額	支 払 年 月 日	備 考	

別紙様式第3号（平15規則45・平27規則67・全部変更）

組合員数、被扶養者数、標準報酬月額及び掛金負担金等に関する月例報告書

所属 区分	（ 年 月 分 ）											
	前月			当月			前月			当月		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
区分	被扶養者数			被扶養者数			被扶養者数			被扶養者数		
	一般職	特別職	計	一般職	特別職	計	一般職	特別職	計	一般職	特別職	計
市町村長	市町村長			市町村長			市町村長			市町村長		
特定消防	特定消防			特定消防			特定消防			特定消防		
計	計			計			計			計		
前月	前月			前月			前月			前月		
後免	後免			後免			後免			後免		
介護非適用	介護非適用			介護非適用			介護非適用			介護非適用		

〔組合員数〕 上段：短期 中上段：介護 中下段：厚年 下段：退職等  
 〔標準報酬月額〕 上段：短期 中上段：介護

区分	短期掛金		長期掛金		退職等年金負担金		経過的長期負担金		健康金		業務負担金	
	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金
前月												
当月												
期及												
計												
前月												
後免												
介護非適用												

区分	短期掛金		長期掛金		退職等年金負担金		経過的長期負担金		健康金		業務負担金	
	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金	掛金	負担金
今月												
私												
分												
介												
厚												
基												
礎												
年												
金												
保												
険												
料												
計												
合												
計												

上記のとおり報告します。 佐賀県市町村職員共済組合理事長 職

別紙様式第4号 (平14規則43・平27規則67・全部変更)

報告書明細表

所属 会計支出科目	( 年 月 分 )		掛金額										転入・転出 <small>上記所属階下段に該当</small>									
	証番号	組号	員氏名	事由	種別	短期	厚	年退	職等	職等	短期	短期(介護)		厚	年退	職等	職等	健康	計	合	計	
<p>【月別】事由・・・加入 (21:新規取得 22:内部転入 23:外部転入 24:再取得 25:内部再転入 26:外部再転入) 喪失 (11:定年 12:普通 13:勸奨 14:任期満了 15:死亡 16:内部転出 17:外部転出)</p> <p>その他異動 (32:組合員種別変更 33:会計支出科目変更 34:企業異動 36:定時決定 37:臨時改定等)</p> <p>【期末】事由・・・71:手当等登録 72:手当等訂正 73:手当等削除 74:資格喪失 75:組合員種別変更 76:会計支出科目変更 77:企業異動</p>																						
会計支出科目合計		短期	短期(介護)	厚	年退	職等	職等	短期	短期(介護)	厚	年退	職等	職等	健康	計	合	計					
所属合計		短期	短期(介護)	厚	年退	職等	職等	短期	短期(介護)	厚	年退	職等	職等	健康	計	合	計					